

ソーラーシェアリング推進連盟ウェビナー

ICJ勧告的意見の何が画期的か？

2025年11月20日

東北大学 特任教授・名誉教授

明日香壽川

asukajusen@gmail.com

内容

1. 背景
2. ICJ勧告的意見のポイント
3. 日本のエネルギー・温暖化政策
および気候訴訟に対する影響
4. 今後の展開

1.背景

ICJとは？

- オランダ・ハーグにある国連の**主要な**司法機関
- 国連加盟国はICJ規程の当事国
- 国家間の紛争を国際法に基づいて解決
- 国連総会や安全保障理事会、専門機関等から諮問された法律問題について、勧告的意見を出す

ICJとは？（続き）

- 15人の裁判官は、各国が候補者を推薦し、国連総会と安全保障理事会がそれぞれ投票して選出
- 地理的配分（北米・西欧・その他5名、東欧2名、中南米2名、アジア3名、アフリカ3名）
- 出身国からは独立した公平な立場で議論
- 任期は9年（3年ごとに5人が改選）
- 所長は裁判官による互選（今は岩澤雄司氏）







質問1

国際法上、**国家が持つ**、気候システムおよびその他の部分を含む環境を、人類の現在世代および将来世代のために温室効果ガス的人為的排出から保護する**義務**とは何か？

（貢献でも約束でもなく義務！）

質問2

これらの義務に違反し、その行為または不作為により気候システムおよび環境の他の部分に対して重大な損害を与えた国家に対する法的帰結、特に地理的状況や開発水準のため、気候変動の有害な影響により被害を受けたり、特別に影響を受けたり、または特に脆弱な立場にある小島嶼開発途上国（SIDS）を含む国家および気候変動の有害な影響を受ける現在および将来世代の人民および個人に対する法的帰結は何か？



2. ICJ勧告的意見のポイント

①国家は気候変動条約で合意した以上の慣習国際法などのもとの義務を負う

- 特別法（Lex Specialis）問題
- 日本、米国、中国、ロシア、英国は、特別法（気候変動枠組条約およびパリ協定）は、慣習国際法や国際人権法などの一般法に優先すると主張

①国家は気候変動条約で合意した以上の慣習国際法などのもとでの義務を負う（続き）

慣習国際法の説明

「法というと、通常は文書になっているものを連想しがちですが、国際法では、「国際慣習法」という文書化されていない法が重要な地位を占めています。国際社会においては、国内の議会のような立法機関はなく、国際法の拘束力は国家間の合意によりますが、一定の行為について、国際的な慣行（一般慣行）が多数の国によって法的に義務的又は正当なものとして認められる（法的確信）ときには、国際慣習法が成立し、国際社会のすべての国家を拘束します。」（外務省2003）

①国家は気候変動条約で合意した以上の慣習国際法などのもとの義務を負う（続き）

- ・ ICJ勧告的意見は、すべての国は、既存の条約・協定の内容や参加の有無（米国はパリ協定から脱退）に関係なく、一般法として包括的・統合的（アンブレラの的）な役割を担う慣習国際法や国際人権法などに基づく義務として、気候システムの保護義務を負うとした

②国が定めるNDC（国が決定する貢献）のレベル（野心度）に関して 国家は絶対的な裁量権を持たない

- 日本政府は理屈にもならない理屈で勝手にNDCを設定
- ICJ勧告的意見は、国が絶対的な裁量権を持つことを否定。NDC設定について、共通だが差異のある責任と能力（CBDR-RC）の原則のもと、蓄積排出量（歴史的排出量）や一人当たり排出量などの具体的な指標を示した

③国家に温室効果ガスの歴史的排出責任はある

- ・ 日本政府などは、現在の排出量だけが問題と主張
- ・ ICJ勧告的意見は、国が持つ温室効果ガスの排出責任に関しては、蓄積的・歴史的排出を考慮すべきとした

④国家が気候システムを保護するための適切な措置を講じないことの法的帰結はある

- 日本政府などは、法的帰結はない（パリ協定には書いてない）と主張
- 一方、ICJ勧告的意見は、1）国家が気候システム等を保護するための適切な措置を講じないことは不法行為、2）民間企業等の行為であったとしても国家に責任あり、とした

④国家が気候システムを保護するための適切な措置を講じないことの法的帰結はある（続き）

- 「国家が気候系等を保護するための適切な措置を講じないこと」として、具体的に（！）、化石燃料の生産、消費、化石燃料探査許可の付与、化石燃料への補助金提供、の4つを挙げ、排出量の多寡に関係なく、その国家に帰属する国際法上の不法行為を構成する可能性があるとした

⑤被害を受けている国々が加害国に対して行動の停止、原状回復、損害賠償を求めることができる可能性はある

- 日本政府などは、「パリ協定によって先進国の賠償責任は否定されている」と主張
- 日本のNGOでも「賠償 (reparation)」という言葉を使うのはFOE Japanくらい

⑤被害を受けている国々が加害国 に対して行動の停止、原状回復、 損害賠償を求めることができる可 能性はある（続き）

- 一方、ICJ勧告的意見は、違法な作為または不作為の停止、再発防止の保証の提供、そして、原因となる行為と損害との間に「十分に直接的かつ確実な因果関係」が証明されれば、**違法行為を行った国は、被害国に対して「完全な賠償」を行う義務を負うとした**

⑥被害と加害の因果関係および帰属性を科学的に明らかにすることは可能

- 科学的に！
- 現在および歴史的排出量と化石燃料使用に関する不法行為の有無によって被告（加害国と見做しうる大量排出国）の責任を科学的に立証できる可能性あり

⑦清潔で健康的で持続可能な環境を享受するのは、他の基本的人権の享受の前提となる

- ・ 日本政府は、環境権（国連人権理事会の定義は、生物多様性や生態系に関するものを含め、安全、清潔、健康的で持続可能な環境への権利）を認めておらず、裁判の判例としてもない（すべて原告不適格）

⑦清潔で健康的で持続可能な環境を享受するのは、他の基本的人権の享受の前提となる（続き）

- 日本は環境権を認めていない極めて少数の国
- 例えば、2021年10月8日の国連人権理事会決議において賛成多数で採択された環境権に関する宣言に対して、日本、中国、インド、ロシアの4カ国だけが棄権し、他の国（43カ国）は全て賛成

3.日本のエネルギー・温暖化政策 および気候訴訟に対する影響

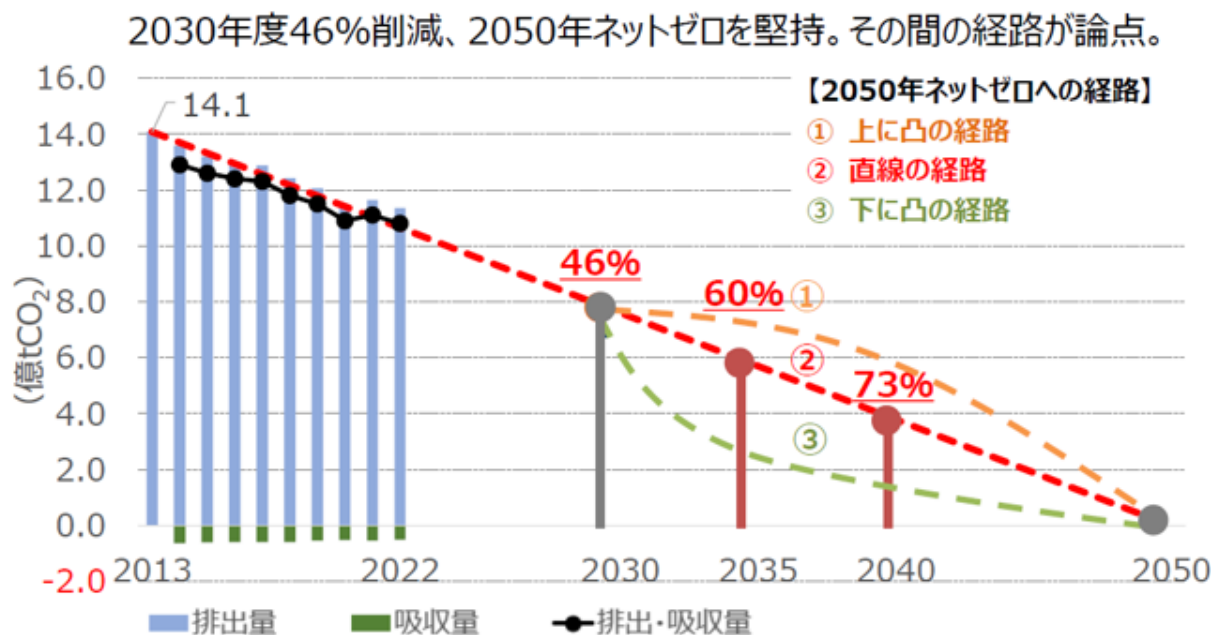
①温室効果ガス排出削減数値目標（NDC）の見直し

- 各国数値目標の1.5℃目標整合性問題は、1.5度目標実現のために世界全体が許容されるカーボン・バジェットの各国への分配問題
- しかし、政府・環境省は、意図的に世界の排出経路と日本の排出経路を混同し、「分配に関する国際ルールは存在しない」と強弁

①温室効果ガス排出削減数値目標（NDC）の見直し（続き）

審議会で議論されたNDCの3つのオプション

日本の排出削減の現状と次期NDC（Nationally Determined Contribution）水準



出典：環境省・経済産業省「2050年ネットゼロに向けた我が国の基本的な考え方・方向性」（2024年11月25日）
中央環境審議会地球環境部会2050年ネットゼロ実現に向けた気候変動対策検討小委員会・産業構造審議会イノベーション・環境分科会地球環境小委員会中長期地球温暖化対策検討WG合同会合（第6回）事務局説明資料より抜粋

①温室効果ガス排出削減数値目標（NDC）の見直し（続き）

- 政府・事務局：オプション①②③のいずれも、IPCCの世界全体1.5℃経路（確率50%）の上限・下限の幅に（ギリギリ）入っているので日本のNDCはパリ協定に整合性があると言える
- 国と世界全体の排出経路が同じで良いはずはない！（国による人口変動やエネルギー消費量の違いを少し考えればわかるはず！）

①温室効果ガス排出削減数値目標（NDC）の見直し（続き）

一人当たり均等で分配した場合

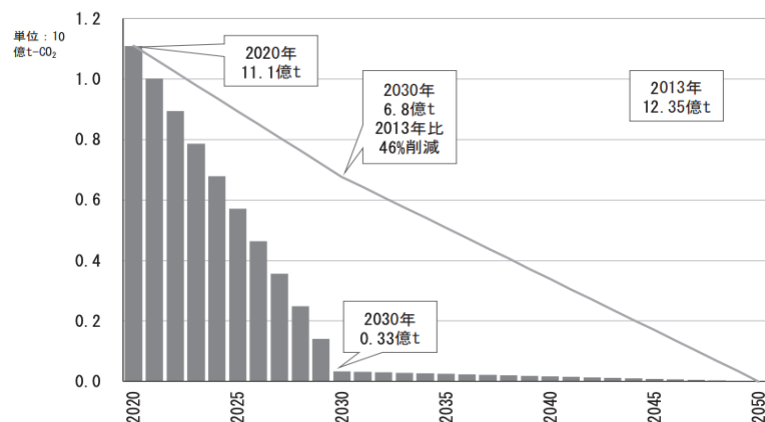
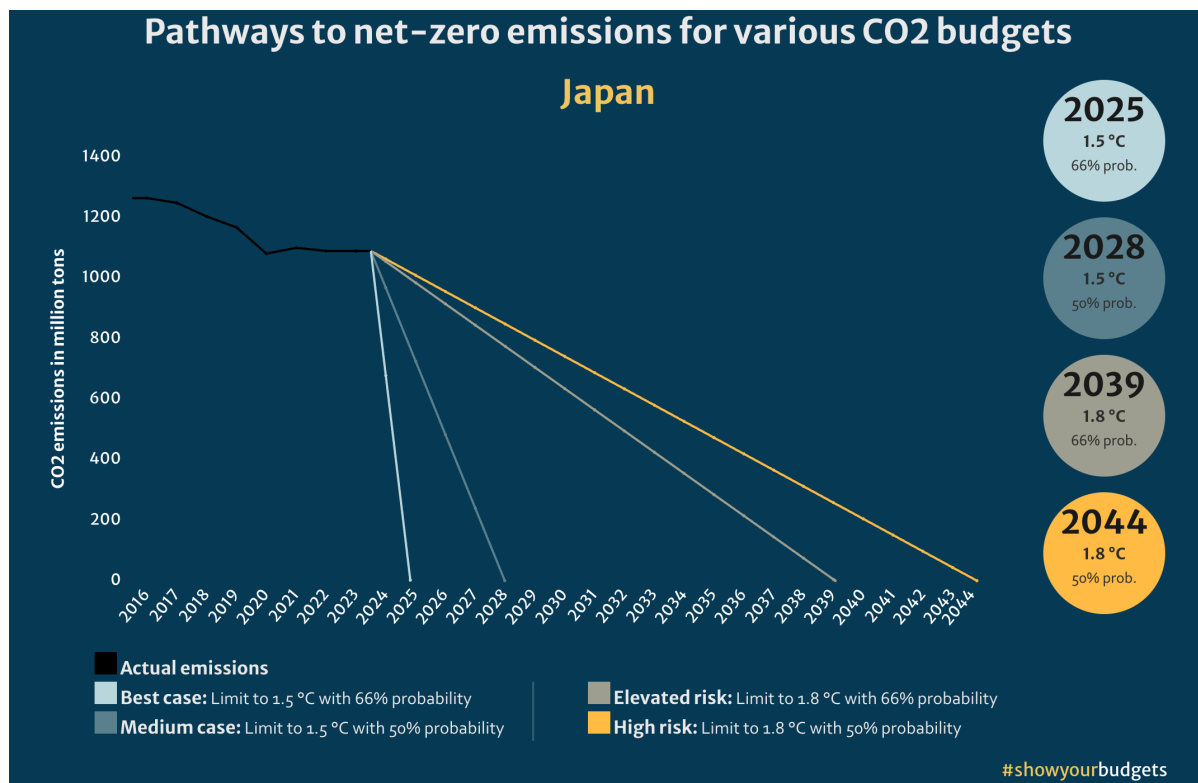


図2 1.5℃のカーボン・バジェットと日本の46%削減目標との関係

注：IPCC 第6次評価報告書のカーボン・バジェット 400Gt（1.5℃目標を67%の確率で達成）を現在の人口で日本に割り振った場合のカーボン・バジェット（6.6Gt=66億トン）と日本の2020年の年間CO₂排出量（11.1億トン）を用いて計算。2050年までにネットゼロを目指し、66億トンのカーボン・バジェットを守るためには、2020年から2030年までと2030年から2050年まで、それぞれ一定の傾きで減少させる場合、2030年には排出量を0.33億トンまで削減せねばならない。しかし2030年までに2013年比46%削減という政府目標は、2013年から2030年、2050年にかけてほぼ直線的に削減することを意味する（2030年まで毎年約4,330万トン、2050年まで毎年約3,385万トン削減）。これでは7年以内に（2026年中に）バジェットを使い果たしてしまい、2050年までに合計で163億トンを排出することになる。

①温室効果ガス排出削減数値目標 (NDC) の見直し（続き）

一人当たり均等で分配した場合



②化石燃料補助金

- ICJ勧告的意見は、化石燃料発電への補助金などの化石燃料の生産や消費に関わる具体的な政策や活動が、気候システム等を保護するための適切な措置を講じないこととみなされて、国際的な不法行為と位置付けられた
- 化石燃料発電への補助金と見做しうる容量市場や長期脱炭素電源オークションはアウト

③気候訴訟における原告適格および被害・加害の立証

- ICJ勧告的意見は、「清潔で健康的で持続可能な環境を享受する権利」が存在し、それは基本的人権を実効的に享受するための不可欠な前提とした
- ゆえに、今後は原告不適格という判断を裁判官が下すのは困難になる
- 被害・加害の立証も今よりはハードル下がる
- 国や企業への賠償請求訴訟の可能性広がる

4.今後の展開

おそらく世界中がICJ勧告的意見の 上手い使い方を考えている

- 勧告的意見の国連総会での受け入れ
- 国・企業に対する訴訟
- NDCの見直し
- 国内政策の見直し
- COP交渉（NDC、Loss and Damage など）

日本でも新しい気候訴訟が計画中



私たちの地球にいま何が起きているの？

気候正義 訴訟

Climate Justice

#地球を守るためにうったえてみた



＼ 2030年までが勝負! ／

私たちの暮らしを守るため、今すぐ行動しよう

<https://climate-j.com/>

参考文献

- 明日香壽川（2025）気候変動に関する国際司法裁判所勧告的意見の要点 ―日本のエネルギー・温暖化政策および気候訴訟への影響を中心に―

https://futuregenerations.jp/wp-content/uploads/2025/09/ICJ_JusenAsuka_ver6.pdf

- 明日香壽川・歌川学・甲斐沼美紀子・佐藤一光・槌屋治紀・西岡秀三・朴勝俊・松原弘直（2022）「パリ協定およびグラスゴー気候協定の1.5℃目標の実現可能性をより高めるための日本の第6次エネルギー基本計画代替案」, 環境経済・政策研究, 2022 年 15 巻 1 号 p. 29-34. DOI https://doi.org/10.14927/reeps.15.1_29_2

https://www.jstage.jst.go.jp/article/reeps/15/1/15_29_2/_pdf/-char/ja

- 外務省（2024a）気候変動に係る諸国の義務に関するICJ勧告的意見手続：口頭陳述, 地球規模課題審議官組織 国際法局, 2024年12月.

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100766816.pdf>

- 外務省（2024b）気候変動に係る諸国の義務に関するICJ勧告的意見手続：陳述書の提出、地球規模課題審議官組織 国際法局.
- 外務省（2003）国際法あれこれ, 外務省HP.

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2003/gaikou/html/topic/top03_05.html

- Government of Japan (2024) Obligations of States in Respect of Climate Change (Request for Advisory Opinion), Written Statement of the Government of Japan, 22 March 2024.

<https://www.mofa.go.jp/files/100766813.pdf>

参考文献

- ICJ (2025) Obligations of States in respect of Climate Change – The Court gives its Advisory Opinion and responds to the questions posed by the General Assembly, July 23, 2025.

<https://www.ici-cij.org/case/187>

- 工藤美香（2025）長期脱炭素電源オークションの有効性を問う, シリーズ「長期脱炭素電源オークションの課題」第1回総論, 連載コラム, 自然エネルギー財団, 2025年7月16日.

<https://www.renewable-ei.org/activities/column/20250716.php>

- 気候ネットワーク（2025）ICJによる勧告的意見 本文暫定訳.

[https://kiconet.org/kiko/wp-](https://kiconet.org/kiko/wp-content/uploads/2025/08/20250820_icj_advisoryopinion_kiko.pdf)

[content/uploads/2025/08/20250820_icj_advisoryopinion_kiko.pdf](https://kiconet.org/kiko/wp-content/uploads/2025/08/20250820_icj_advisoryopinion_kiko.pdf)

- 気候ネットワーク（2024）世界に広がる気候訴訟 気候変動問題を解決する:司法を通じた道筋, 2024年8月.

<https://kiconet.org/kiko/wp-content/uploads/2024/08/Climate-Litigation-202408-web.pdf>

- 久保田泉（2025）法の支配に基づく新たな気候変動対策時代の幕開け—国際司法裁判所の勧告的意見を読み解く, 研究コラム, 国立環境研究所, 2025年8月8日.

https://www.nies.go.jp/social/navi/colum/ICJ_AO_climate.html

- Optimism and outrageous (2025) Planetary News: The ICJ Climate Opinion Explained, July 25, 2025.

<https://www.outrageandoptimism.org/episodes/breaking-planetary-news-the-icj-climate-opinion-explained?hsLang=en>